

平成 27 年第 4 回青森市議会定例会提出案件

	件 名	提出 件数
予 算 案	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 27 年度青森市一般会計補正予算（第 5 号） ○ 平成 27 年度青森市競輪事業特別会計補正予算（第 4 号） ○ 平成 27 年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号） ○ 平成 27 年度青森市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号） ○ 平成 27 年度青森市中央卸売市場特別会計補正予算（第 3 号） ○ 平成 27 年度青森市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号） ○ 平成 27 年度青森市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号） ○ 平成 27 年度青森市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号） ○ 平成 27 年度青森市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号） ○ 平成 27 年度青森市病院事業会計補正予算（第 2 号） ○ 平成 27 年度青森市水道事業会計補正予算（第 2 号） ○ 平成 27 年度青森市自動車運送事業会計補正予算（第 2 号） ○ 平成 27 年度青森市深沢第一財産区特別会計補正予算（第 1 号） <p style="text-align: center;">計</p>	13
条 例 案	<ul style="list-style-type: none"> ○ 青森市個人番号の利用に関する条例の制定について ○ 青森市職員の退職管理に関する条例の制定について ○ 青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○ 青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について ○ 青森市土地改良事業負担金等徴収条例等の一部を改正する条例の制定について ○ 青森市営一般乗合自動車料金条例の一部を改正する条例の制定について ○ 青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について <p style="text-align: center;">計</p>	7

単行案

- 契約の締結について（議会棟耐震補強及び大規模改修工事）
- 契約の締結について（富田ポンプ場建築工事）
- 公の施設の指定管理者の指定について（青森市立すみれ寮）
- 公の施設の指定管理者の指定について（青森市立後潟児童館等）
- 公の施設の指定管理者の指定について（青森市立浪岡中央児童館等）
- 公の施設の指定管理者の指定について（青森市ふれあいの館）
- 公の施設の指定管理者の指定について（青森市総合福祉センター等）
- 公の施設の指定管理者の指定について（青森市青森駅前自転車等駐車場）
- 公の施設の指定管理者の指定について（青森市古川市民センター）
- 公の施設の指定管理者の指定について（青森市沖館市民センター）
- 公の施設の指定管理者の指定について（青森市森の広場）
- 公の施設の指定管理者の指定について（青森市西部工業団地多目的施設）
- 公の施設の指定管理者の指定について（青森市ふれあい農園）
- 公の施設の指定管理者の指定について（南北後潟館）
- 公の施設の指定管理者の指定について（野木ふるさと館）
- 公の施設の指定管理者の指定について（牛館ふれあいセンター）
- 公の施設の指定管理者の指定について（女鹿沢農村センター）
- 公の施設の指定管理者の指定について（銀農村センター）
- 公の施設の指定管理者の指定について（増館農村センター）
- 公の施設の指定管理者の指定について（五本松農村センター）
- 公の施設の指定管理者の指定について（吉野田農村センター）
- 公の施設の指定管理者の指定について（徳長農村センター）
- 公の施設の指定管理者の指定について（郷山前農村センター）
- 公の施設の指定管理者の指定について（孫内農村センター）
- 公の施設の指定管理者の指定について（青森市営八甲田放牧地第一牧場等）
- 公の施設の指定管理者の指定について（月見野森林公園）

<p>単行案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公の施設の指定管理者の指定について（浅虫温泉森林公園） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（郷山前農村公園） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（杉沢農村公園） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（本郷農村公園） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（北中野農村公園） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡交流センター） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市八甲通り路上駐車場） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸及び青森港旅客船ターミナルビル） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（下石川ふれあいセンター） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（なごやかプラザ福田） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（下町幸永会館） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（浪岡茶屋町会館） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（増館健康センター） ○ 黒石地区清掃施設組合の共同処理する事務の変更及び黒石地区清掃施設組合規約の変更について ○ 市道の路線の廃止について ○ 市道の路線の認定について <p style="text-align: center;">計</p>	<p style="text-align: right;">42</p>
<p>報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専決処分の報告について ○ 専決処分の報告について <p style="text-align: center;">計</p>	<p style="text-align: right;">2</p>
<p>合 計</p>		<p style="text-align: right;">64</p>

○ 予算案

- 議案第 172 号 平成 27 年度青森市一般会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 173 号 平成 27 年度青森市競輪事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 174 号 平成 27 年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 175 号 平成 27 年度青森市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 176 号 平成 27 年度青森市中央卸売市場特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 177 号 平成 27 年度青森市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 178 号 平成 27 年度青森市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 179 号 平成 27 年度青森市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 180 号 平成 27 年度青森市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 181 号 平成 27 年度青森市病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 182 号 平成 27 年度青森市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 183 号 平成 27 年度青森市自動車運送事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 184 号 平成 27 年度青森市深沢第一財産区特別会計補正予算（第 1 号）

○ 条例案

- 議案第 185 号 青森市個人番号の利用に関する条例の制定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号の利用について必要な事項を定めるため、制定しようとするものである。

- 議案第 186 号 青森市職員の退職管理に関する条例の制定について

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるため、制定しようとするものである。

議案第 187号 青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の報酬額を改定するため、改正しようとするものである。

議案第 188号 青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

地方税法の一部改正に伴い、換価の猶予に係る申請期間等を定める等のため、改正しようとするものである。

議案第 189号 青森市土地改良事業負担金等徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

土地改良事業負担金等に係る督促手数料及び延滞金の徴収等に関する規定を整理するため、改正しようとするものである。

議案第 190号 青森市営一般乗合自動車料金条例の一部を改正する条例の制定について

北東北ウェルカムカードの利用の終了に伴い、所要の整理をするため、改正しようとするものである。

議案第 191号 青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

○ 単行案

議案第 192号 契約の締結について（議会棟耐震補強及び大規模改修工事）

場 所	青森市中央一丁目 2 2 番 5 号
工事内容	耐震補強及び内外装改修工等一式
契約の相手方	相互建設工業株式会社 (代表取締役 正木 耕平)
契約金額	2 5 5, 7 1 1, 6 0 0 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 1 8, 9 4 1, 6 0 0 円)
完 工	平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日 予定
関係法令	青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の 取得及び処分に関する条例第 2 条

議案第 1 9 3 号 契約の締結について（富田ポンプ場建築工事）

場 所	青森市富田一丁目地内
構 造	鉄筋コンクリート造 2階建
延べ床面積	1,709.57㎡
契約の相手方	株式会社桜井工務店 (代表取締役 川崎 幸治)
契約金額	168,264,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 12,464,000円)
完 工	平成28年12月17日予定
関係法令	青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の 取得及び処分に関する条例第2条

議案第 1 9 4 号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市立すみれ寮）

青森市立すみれ寮の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字新城字平岡746番地

名称 社会福祉法人敬仁会

(理事長 丹野 智有)

指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条

議案第 1 9 5 号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市立後潟児童館等）

青森市立後潟児童館、青森市立戸山児童館、青森市立野内児童館、青森市立高田児童館、青森市立安田児童館、青森市立相野児童館、青森市立平新田児童館、青森市立三内児童館及び青森市立奥内児童館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市本町四丁目1番3号

名称 社会福祉法人青森市社会福祉協議会

(会長 前田 保)

指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条

議案第 1 9 6 号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市立浪岡中央児童館等）

青森市立浪岡中央児童館、青森市立五本松児童館、青森市立王余魚沢児童館、青森市立女鹿沢児童館、青森市立平川児童館、青森市立吉野田児童館、青森市

立杉高児童館及び青森市浪岡高齢者いきいきセンターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字五本松字羽黒平31番地

名称 特定非営利活動法人NPO 婆娑羅凡人舎
(代表理事 佐藤 道留)

指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条

議案第197号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市ふれあいの館）

青森市ふれあいの館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市中央二丁目17番6号

名称 青森市身体障害者福祉連合会
(会長 大橋 孝治)

指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

議案第198号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市総合福祉センター等）

青森市総合福祉センター、青森市福祉増進センター及び青森市中央デイサービスセンターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市本町四丁目1番3号

名称 社会福祉法人青森市社会福祉協議会
(会長 前田 保)

指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条

議案第199号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市青森駅前自転車等駐車場）

青森市青森駅前自転車等駐車場の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字家ノ前1番地106

名称 青森アドセック株式会社
(代表取締役 小林 正基)

指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条

議案第200号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市古川市民センター）

青森市古川市民センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市古川三丁目7番14号
名称 青森市古川市民センター管理運営協議会
(会長 山田 政元)

指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

議案第201号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市沖館市民センター）

青森市沖館市民センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市沖館一丁目1番11号
名称 青森市沖館市民センター管理運営協議会
(会長 和田 恵)

指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

議案第202号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市森の広場）

青森市森の広場の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字新城字山田616番地2
名称 新城縁故者委員会
(委員長 坂本 昌俊)

指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

議案第203号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市西部工業団地多目的施設）

青森市西部工業団地多目的施設の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字新城字平岡 2 5 8 番地 9

名称 株式会社城ヶ倉観光

(代表取締役 宮本 健四郎)

指定の期間 平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 10 条

議案第 2 0 4 号 公の施設の指定管理者の指定について (青森市ふれあい農園)

青森市ふれあい農園の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字羽白字富田 1 9 0 番地 4

名称 青森農業協同組合

(代表理事組合長 井上 主税)

指定の期間 平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 10 条

議案第 2 0 5 号 公の施設の指定管理者の指定について (南北後潟館)

南北後潟館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字後潟字平野 1 7 番地 7

名称 南北後潟館管理運営協議会

(会長 神山 昌則)

指定の期間 平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条
第 2 項において準用する同条例第 10 条

議案第 2 0 6 号 公の施設の指定管理者の指定について (野木ふるさと館)

野木ふるさと館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字野木字山口 1 4 0 番地 2

名称 野木ふるさと館管理運営協議会

(会長 櫻田 清明)

指定の期間 平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条
第 2 項において準用する同条例第 10 条

議案第207号 公の施設の指定管理者の指定について（牛館ふれあいセンター）

牛館ふれあいセンターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字牛館字松枝84番地3

名称 牛館ふれあいセンター管理運営協議会
(会長 棟方 昇二)

指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

議案第208号 公の施設の指定管理者の指定について（女鹿沢農村センター）

女鹿沢農村センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字女鹿沢字西花岡35番地2

名称 女鹿沢農村コミュニティーセンター連絡協議会
(会長 平野 良弘)

指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

議案第209号 公の施設の指定管理者の指定について（銀農村センター）

銀農村センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字銀字前田369番地1

名称 銀町内会
(会長 福山 喜代憲)

指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

議案第210号 公の施設の指定管理者の指定について（増館農村センター）

増館農村センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字増館字宮元100番地1

名称 増館町内会

(会長 須藤 章輝)

指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

議案第211号 公の施設の指定管理者の指定について（五本松農村センター）

五本松農村センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字五本松字羽黒平40番地1

名称 五本松農村センター管理委員会

(会長 有馬 黎明)

指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

議案第212号 公の施設の指定管理者の指定について（吉野田農村センター）

吉野田農村センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字吉野田字樋田371番地4

名称 吉野田町内会

(会長 一戸 悟)

指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

議案第213号 公の施設の指定管理者の指定について（徳長農村センター）

徳長農村センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字徳才子字福田4番地1

名称 北部農業構造改善センター管理運営委員会

(会長 工藤 實)

指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

議案第 2 1 4 号 公の施設の指定管理者の指定について（郷山前農村センター）

郷山前農村センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字郷山前字上野 2 8 番地 5

名称 郷山前町内会

（会長 三橋 兼明）

指定の期間 平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条
第 2 項において準用する同条例第 10 条

議案第 2 1 5 号 公の施設の指定管理者の指定について（孫内農村センター）

孫内農村センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字孫内字北原 2 3 番地 2

名称 孫内町会

（会長 我満 勝彦）

指定の期間 平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条
第 2 項において準用する同条例第 10 条

議案第 2 1 6 号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市営八甲田放牧地第一牧場等）

青森市営八甲田放牧地第一牧場、青森市営八甲田放牧地第二牧場、青森市営八甲田放牧地第三牧場、青森市営八甲田放牧地育成牧場及び青森市営柴森山放牧場の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字合子沢字松森 2 4 5 番地 1

名称 東青畜産農業協同組合

（代表理事組合長 清田 健）

指定の期間 平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 10 条

議案第 2 1 7 号 公の施設の指定管理者の指定について（月見野森林公園）

月見野森林公園の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字高田字日野 2 6 番地 2

名称 森林組合あおもり
(代表理事組合長 奥谷 俊治)
指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条

議案第218号 公の施設の指定管理者の指定について（浅虫温泉森林公園）

浅虫温泉森林公園の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体
所在 青森市大字浅虫字蛸谷53番地
名称 浅虫林業振興協議会
(会長 溝上 信)
指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条

議案第219号 公の施設の指定管理者の指定について（郷山前農村公園）

郷山前農村公園の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体
所在 青森市浪岡大字郷山前字上野28番地5
名称 郷山前町内会
(会長 三橋 兼明)
指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

議案第220号 公の施設の指定管理者の指定について（杉沢農村公園）

杉沢農村公園の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体
所在 青森市浪岡大字杉沢字井ノ上11番地
名称 杉沢町内会
(会長 石村 基)
指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

議案第221号 公の施設の指定管理者の指定について（本郷農村公園）

本郷農村公園の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字本郷字篠原 1 1 番地 1

名称 本郷町内会

(会長 奥瀬 金蔵)

指定の期間 平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条
第 2 項において準用する同条例第 10 条

議案第 2 2 2 号 公の施設の指定管理者の指定について（北中野農村公園）

北中野農村公園の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字北中野字天王 9 4 番地

名称 北中野町内会

(会長 伊藤 芳男)

指定の期間 平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条
第 2 項において準用する同条例第 10 条

議案第 2 2 3 号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡交流センター）

青森市浪岡交流センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字浪岡字細田 1 0 5 番地 1

名称 青森市浪岡商業協同組合グループ

(理事長 倉内 清巳)

指定の期間 平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 10 条

議案第 2 2 4 号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市八甲通り路上駐車場）

青森市八甲通り路上駐車場の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市橋本一丁目 7 番 3 号

名称 東洋建物管理株式会社

(代表取締役社長 七尾 嘉信)

指定の期間 平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 10 条

議案第 2 2 5 号 公の施設の指定管理者の指定について（青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸及び青森港旅客船ターミナルビル）

青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸及び青森港旅客船ターミナルビルの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市勝田二丁目 2 4 番 7 号

名称 特定非営利活動法人あおもりみなとクラブ
(理事長 渡部 正人)

指定の期間 平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 10 条

議案第 2 2 6 号 公の施設の指定管理者の指定について（下石川ふれあいセンター）

下石川ふれあいセンターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字下石川字平野 7 2 番地 2

名称 下石川町内会
(会長 小笠原 勝實)

指定の期間 平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条
第 2 項において準用する同条例第 10 条

議案第 2 2 7 号 公の施設の指定管理者の指定について（なごやかプラザ福田）

なごやかプラザ福田の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡福田二丁目 4 番地 3

名称 福田町内会
(会長 野呂 一則)

指定の期間 平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条
第 2 項において準用する同条例第 10 条

議案第 2 2 8 号 公の施設の指定管理者の指定について（下町幸永会館）

下町幸永会館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字浪岡字細田 1 0 2 番地 1 0

名称 下町町内会
(会長 成田 将夫)
指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

議案第229号 公の施設の指定管理者の指定について（浪岡茶屋町会館）

浪岡茶屋町会館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体
所在 青森市浪岡大字浪岡字林本79番地2
名称 茶屋町町内会
(会長 永井 三雄)
指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

議案第230号 公の施設の指定管理者の指定について（増館健康センター）

増館健康センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体
所在 青森市浪岡大字増館字宮元100番地1
名称 増館町内会
(会長 須藤 章輝)
指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

議案第231号 黒石地区清掃施設組合の共同処理する事務の変更及び黒石地区清掃施設組合規約の変更について

黒石地区清掃施設組合の共同処理する事務及び同組合の規約の変更について協議するためのものである。

関係法令 地方自治法第286条第1項及び第290条

議案第232号 市道の路線の廃止について

旭町二丁目27号線ほか31路線の市道を廃止しようとするものである。

総延長 5,642.9m

総面積 31,447㎡
関係法令 道路法第10条第1項及び第3項

議案第233号 市道の路線の認定について

新田64号線ほか61路線を市道として認定しようとするものである。

総延長 9,720.0m
総面積 60,811㎡
関係法令 道路法第8条第1項及び第2項

○ 報 告

報告第41号 専決処分の報告について

議会の議決を経た工事請負に関する契約について、工事施工上変更を余儀なくされる部分が生じたため専決処分したので、その報告をするものである。

工事名 青森市立金沢小学校屋外教育環境整備工事
契約金額 (変更前) 122,751,418円
(変更後) 122,696,640円
(減 額) 54,778円
専決処分年月日 平成27年11月10日
関係法令 地方自治法第180条第1項及び第2項

報告第42号 専決処分の報告について

交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、その報告をするものである。

事故発生年月日 平成27年10月4日
損害賠償額 10,800円
専決処分年月日 平成27年11月10日
関係法令 地方自治法第180条第1項及び第2項